

所掌事項

1. 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
2. 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
3. 関係機関等の相互の連携及び協力の推進に関する協議
4. その他協議会の目的を達成するために必要な活動

設置根拠

児童福祉法第25条の2

宮古市要保護児童対策地域協議会設置要綱第1条

設置年月日

H18. 9. 15

委員定数

15人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R8. 5. 1

現任委員任期満了日

R10. 3. 31

担当課

保健福祉部こども家庭センター

TEL : 0193-62-2111 内線 1313

FAX : 0193-62-7422

E-mail : kodomo@city.miyako.iwate.jp

備考